

森林整備業務共通仕様書

第1章 総則

森林整備業務の施工については、広島県土木工事共通仕様書に定めるところによる。また、建設工事請負契約約款の条項は、森林整備業務請負契約約款の条項に読替えるものとする。

1-1 適用範囲

1. この仕様書は、広島県土木工事共通仕様書を補足または追加するもので、森林整備業務の施工について設計図及び特記仕様書に明記してあるもののほかは、この仕様書により適用する。

1-2 工事カルテ作成及び登録

1. 要しない

1-3 施工体制台帳

1. 要しない

1-4 現場代理人及び主任技術者

1. 請負者は、現場代理人及び主任技術者を定めて業務現場に置くときは、森林整備業務契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者指名（変更）届」を契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出すること。

これらを変更した場合も同様とする。

2. 森林整備業務請負契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者は次による。

(1) 請負代金額が8,000万円以上の場合、主任技術者を専任配置する。

(2) 請負代金額が3,500万円以上8,000万円未満の場合、配置する主任技術者が兼務できる森林整備業務及び建設工事（以下「森林整備業務等」という。）の件数は、この業務を含め2件までとする。

また、建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者の配置は認めない。

(3) 請負代金額が500万円以上3,500万円未満の場合、配置する主任技術者が兼務できる森林整備業務及び建設工事（以下「森林整備業務等」という。）の件数は、この業務を含め5件までとする。

また、建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者の配置は認めない。

3. 主任技術者については、「現場代理人及び主任技術者指名（変更）届」に当該業務に必要な資格者証を添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）。

4. 請負者が業務現場ごとに設置しなければならない主任技術者は、森林整備業務取扱要綱（平成20年4月1日制定）第7条（技術要件）に規定する技術職員の要件を満たす者を配置しなければならない。

5. 現場代理人及び主任技術者と請負者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
6. 配置する主任技術者について、請負代金額が8,000万円以上の場合には、他の森林整備業務等の主任技術者になっていない旨及び建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者になっていない旨の誓約書を添付すること。
また、請負代金額が3,500万円以上8,000万円未満の場合には、現在2件以上、請負代金額が500万円以上3,500万円未満の場合には、現在5件以上（いずれも本件業務は含まない。）の森林整備業務等（請負代金が500万円以上8,000万円未満）の主任技術者にはなっていない旨及び建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者になっていない旨の誓約書を添付すること。
7. 現場代理人については、建設業許可における経營業務の管理責任者若しくは営業所の専任技術者又は建設工事に専任で配置された技術者の配置は認めない。

1-5 主要資材の購入及び下請負状況

1. 主要資材の購入又はやむを得ず業務の一部（主体部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力広島県内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。
2. 請負者は資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を「主要資材購入先名簿」により監督員を通じて発注者に通知するものとする。
3. 請負者は業務を下請負人に施工させる場合は、二次下請負人なども含む全ての下請負人の状況について、契約約款第7条に基づく「再委託承諾願」により監督員を通じて発注者に届け出ること。
4. 再委託承諾願の提出に当たっては、二次下請負人以下の契約内容の確認できるもの（契約書の写し等〔下請負に付した工区を明示した図面等を含む。〕）を添付すること。
5. 主任技術者資格は、森林整備業務取扱要綱（平成20年4月1日制定）第7条（技術要件）に規定する技術職員の要件のうち該当するものの記号を○で囲み、資格者等の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経験（技術職員）証明書を添付すること。）。
6. 主任技術者と下請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

第2章 材料

2-1 一般事項

1. 設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものとする。

2-2 稲わら

1. 稲わらは、十分乾燥し、形状がそろい、強韌性及び肥効分を備えたもので、雑物が混入していないものとする。

2-3 肥料等

1. 肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものとする。

2. 草木灰は、土砂、ごみ、灰片等を含まないものとする。
3. 堆肥は、完熟したものとする。
4. 消石灰は、JIS規格に適合したものとする。
5. 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものとする。
6. 請負者は、肥料、消石灰、草木灰、土壌改良剤等は、防湿箇所に保管し、変質したものを使用してはならない。

2-4 萱及び雑草木株

1. 萱及び雑草木株は、充実した根茎をもつものとする。また、萱及び雑草木株は、30cm程度に切断し、打違いにして1mの縄で縛ったものを1束とする。
2. 請負者は、萱及び雑草木株を、採取後速やかに使用するよう努め、使用まで日時を要する場合は、仮植、ぬれむしろ等で被覆するなど乾燥を防ぎ、活着及び発芽を維持するように保管しなければならない。

2-5 苗木

1. 苗木は、所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根の発達が良いもので、病虫害や外傷のないものとする。
2. 請負者は、苗木の輸送及び仮植に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着が低下することのないように十分注意しなければならない。
3. 請負者は、苗木の購入について、指示のある場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-6 木材

1. 業務に使用する木材は、使用目的に支障となる腐れ、割れ等の欠点のないものとする。
2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き、末口寸法とする。
3. 請負者は、防腐処理を施した木材を業務に使用する場合は、設計図書によるものとする。
4. 使用する木材の寸法は、概ね使用寸法以上かつ施工に支障のない範囲のものでなければならない。
5. 現地発生の間伐材を使用する場合、品質、形状等については、監督員の指示によるものとする。

第3章 森林整備

3-1 一般事項

1. 植栽、追肥、補植等は、特に設計図書に定める場合を除き、本章によるものとする。

3-2 地拵え

1. 請負者は、地拵えは、地際から刈払い、伐倒しなければならない。
2. 請負者は、全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木を除く。

3. 請負者は、筋地拵えの幅、及び残す幅については、設計図書によらなければならない。
4. 請負者は、坪地拵えの位置、及び範囲（坪の大きさ）については設計図書によらなければならない。
5. 請負者は、伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや監督員の指示がある場合を除き、植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない。
6. 請負者は、刈払い、伐倒に当たっては保残木に損傷を与えないようにすること。

3-3 植栽

1. 請負者は、苗木運搬については、根をこも、むしろ等で包んで運搬しなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取扱うと同時に、乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
2. 請負者は、苗木の仮植する場所については、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しないところを選定しなければならない。
3. 請負者は、仮植については根が重ならないようにして並べ、幹の1/3～1/4を覆土し踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。
4. 請負者は、植え付けのために作業地に苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って風、光にさらさないようにしなければならない。
5. 請負者は、苗木を携行するときは、根を露出させないよう必ず苗木袋を使用する等適切な処置を講じなければならない。
6. 請負者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ30cm程度掘り耕耘し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。また、植穴の深さは一番浅いところで30cm程度を確保するものとする。
7. 請負者は、堆肥を基肥とする場合は、植穴最下部に5～10cm覆土しなければならない。
8. 請負者は、植付けについては、根を自然状態のまま広げて植穴中央やや深めに立て、苗木を揺動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにしなければならない。
9. 請負者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋戻した後、根張り（又は枝張り）の外側に点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが3～10cmになるように盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
10. 請負者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
11. 請負者は、気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止し監督員に協議しなければならない。
12. 請負者は、肥料は、直射日光、雨水等にさらさないように覆いをして保管しなければならない。
13. 請負者は、配合肥料（粒状肥料を含む）を施肥する場合は、基準量の入る升を使用しなければならない。
14. 請負者は、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。

3-4 植付け

1. 植付けについては、3-3に準ずる他、次によるものとする。
2. 請負者は、大、中苗木の堀取り、荷作り等は、1日の植付け作業量等を考慮し、迅速に行わなければならない。なお、苗木の根鉢の大きさは、根元径の4~5倍程度を標準とし、縄、こも等で根巻きしなければならない。
また、植付け後に苗木の衰弱が予想される場合は、監督員と協議し、幹巻き等の保護処理を講じなければならない。
3. 請負者は、大、中苗木の植穴については、根鉢の大きさに応じ余裕を持った大きさとし、十分に掘り起し、掘り出した土砂は破碎し、石礫等は、取り除かなければならない。また、地被物を除去して十分に掘り起し、砕土した後、根茎、石礫、落ち葉等を取除かなければならない。
4. 請負者は、植付け本数、苗間及び列間距離については、設計図書によらなければならない。
また、植付け地点に岩石、根株等の障害物がある場合は、その上下に若干移動して植え付けるものとする。
5. 請負者は、植付けのため、苗畑又は仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木は直ちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
6. 請負者は、植付けは、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより指定期間内に完了が困難になったときは、速やかに監督員に報告し、指示を得なければならない。
7. 請負者は気象条件により植付け後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止して監督員と協議しなければならない。

3-5 支保（支柱工）

1. 請負者は、支保（支柱工）は、丸太を打ち込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線にて堅固に結束しなければならない。
2. 請負者は、丸太と樹幹の結束部分は保護材を巻き、シュロ縄で結束しなければならない。
3. 請負者は、唐竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結合部は鋸目を入れ、交差部は鉄線掛けとしなければならない。
4. 請負者は、添柱を使用する場合は、所定の材料を樹幹にまっすぐに正しく取り付けなければならない。
5. 請負者は、八つ掛け、布掛けの控木組方については、周囲の条件を考慮して適正な角度で堅固に取り付けなければならない。
6. 請負者は、控木については、ズレを生じないように埋め込み、樹幹、主枝及びその他丸太（竹）と交差する部位の2ヶ所以上で結束するとともに、必要に応じて根止め杭を打ち込み鉄線にて結束しなければならない。

3-6 追肥

1. 請負者は、追肥については、根張りの外側に点状、半月状又は輪状に深さ3~10cmの穴を掘り、溝の中に肥料を散布し、よく覆土しなければならない。

3-7 補植

1. 補植は、3-3及び3-4に準ずるものとする。

3-8 施肥

1. 3-3及び3-6に準ずるものとする。

3-9 下刈

1. 請負者は、下刈に当たっては、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の生育に支障となる地被物を地際から刈払わなければならない。
2. 請負者は、刈払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置しなければならない。
3. 請負者は、下刈り作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないよう、植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。

3-10 つる切

1. 請負者は、つる切りに当たっては、植栽木及び有用天然木に着生するつる類については、根元から切断しなければならない。
2. 請負者は、植栽木に巻きついたつる類については、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

3-11 本数調整伐、受光伐、除伐

1. 請負者は、本数調整伐・受光伐・除伐の施工に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
2. 請負者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 請負者は、かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
4. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹からの枝条の切り払いや、樹幹の玉切りをしなければならない。
5. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないように等高線に平行に存置しなければならない。
6. 請負者は、本数調整伐・除伐においては、林分保護のため、林縁木については原則として伐採してはならない。

3-12 枝落とし

1. 請負者は、枝落としの対象木及び枝を落とす範囲（程度）については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は監督員の指示によらなければならない。
2. 請負者は、林縁木については原則として枝落としはしない。
3. 請負者は、枝の切断については、樹幹に平行、かつ、平滑に切断しなければならない。
4. 請負者は、巻き込みを早めるため、残枝長をなるべく短くするよう行わなければならない。
5. 請負者は、枝落としに当たっては、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く作業途中で裂ける恐れのある枝は、一旦途中で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によらなければならない。

6. 請負者は、枝落しの時期については、指定された場合を除き、林木の成長休止期に行わなければならない。

3-13 雪起し

1. 請負者は、雪起しは、融雪後速やかに実施しなければならない。
2. 請負者は、雪起しは、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強度に引き起さなければならない。
3. 請負者は、根の部分がゆるんでいるものについては、十分踏み固めなければならない。

3-14 歩道作設

1. 請負者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし幅員に余裕を持った範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。
また、ルートについて、任意である場合は、事前に監督員と協議するものとする。
2. 請負者は、凹地形、又は滞水の恐れのある箇所については、排水溝を設けなければならない。
3. 請負者は、歩道作設により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員の指示によるものとする。

3-15 歩道補修

1. 歩道補修については、設計図書によるとともに3-14に準じるものとする。